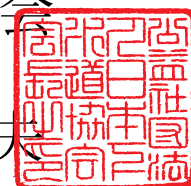


平成31年度下水道関係予算の 確保等に向けた提言

平成30年6月29日

公益社団法人 日本下水道協会

会長 岡山市長 大森 雅夫



平成31年度下水道関係予算の 確保等に向けた提言

下水道は、快適な生活環境の確保、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を行うとともに、社会ニーズの変化に応じて、循環型社会や低炭素型社会の構築など、国民全体に対し広く便益をもたらす社会インフラの一つとして重要な役割を担っている。

今後も国土強靱化や新下水道ビジョン等の実現に向けて、下水道事業のアセットマネジメントを計画的に実施し、持続可能な社会インフラとして社会経済活動に寄与していく必要がある。

一方で、下水道事業は、財政状況の逼迫や下水道事業に携わる職員減少等の厳しい状況の中、下水道の未普及地域の解消や増大する施設の老朽化への対応等、山積する様々な課題を抱えている。

このような状況の中、昨年及び今年4月に開催された財政制度等審議会では、受益者負担の観点から国による支援は、未普及の解消や雨水対策に重点化する方針が示されるとともに、分流式下水道の汚水資本費に対する繰出基準の見直しの必要性についても言及されたところである。

下水道事業は地方財政法上、国が当然の義務として負担する国庫負担金を前提として運営を進めてきており、仮に、国費支援が縮小・廃止された場合、社会経済活動や国民生活に重大な影響が及ぶことが想定され、国庫補助制度による適切な財政支援の継続が必要不可欠な状況にあることから、現行の国庫補助制度の堅持や社会資本整備総合交付金等による要望額の確保や制度の拡充、さらには汚水資本費に対する公費負担等について、引き続きの配慮を求めるものである。

下水道事業が国際社会の貢献及び新たな価値の創造に寄与するための取組を持続的かつ計画的に施行していくため、下水道の公共的役割に鑑み、次の諸施策について特段の措置が講じられるよう提言する。

1. 平成31年度下水道事業予算の要望額確保について
(国土交通省、財務省)
2. 下水道事業の特性を踏まえた国庫補助制度の堅持について
(国土交通省、財務省)
3. 社会資本整備総合交付金等の制度拡充等について
(国土交通省、財務省)
 - 広域化・共同化に係る交付金制度の拡充
 - 下水污泥再生利用の運営に係る収支改善に資する支援
 - 浸水対策に資する支援
 - 雨天時浸入水対策に資する支援
 - 合流式下水道の改善に資する支援の継続
 - 地震対策に資する支援
 - 効率的な事業実施に資する取組への支援
4. 下水道施設における老朽化対策の制度充実について
(国土交通省、財務省)
 - 下水道管渠の改築事業に係る支援制度の創設
 - 下水道管渠の改築事業に係る重点配分対象化
 - 下水道ストックマネジメントに係る財政支援等
5. 未普及解消に向けた制度の充実について
(国土交通省、環境省、財務省)
 - 未普及対策に資する十分な予算の確保
 - 総合的な下水道接続促進政策の構築
6. 地方財政支援措置の充実について
(総務省、財務省)
 - 分流式下水道の汚水資本費に係る財政支援の継続
 - 高資本費対策に要する繰出基準の緩和及び要件の見直し等
 - 公的資金補償金免除繰上償還制度の再実施及び要件の緩和等
 - 地方債制度の改善及び地方交付税措置の充実等

7. 下水道技術の国際展開に向けた支援について

(国土交通省)

- 下水道の国際展開関連予算の確保
- 地方公共団体や民間企業の活動支援

平成31年度下水道関係予算の 確保等に向けた提言

1. 平成31年度下水道事業予算の要望額確保について (提言先：国土交通省、財務省)

国による社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金は、重要な社会資本である下水道施設の整備に必要不可欠な財源である。下水道事業を継続的かつ計画的に施行するために、平成31年度の要望額確保について強く要望する。

下水道は、浸水を防除し、生活環境の改善を図るなど、地域住民が大きな便益を享受する施設であり、地方公共団体が主体的に進める事業であるが、河川や海域といった公共用水域の水質保全等、国民がひとしく整備を希求するものであるため、国による補助は必要不可欠のものである。

近年、国における下水道関係予算は地方公共団体の要望に十分応えられていない状況である。今後も同様の状況が続く場合、下水道施設の早期整備などの目標達成が困難になるほか、老朽化施設の改築、浸水対策等に遅れが生じ、下水道事業の持続的な運営に影響を及ぼし、住民生活や経済活動に支障を来しかねない。

とりわけ、高度経済成長期以降、急速に整備された下水道施設のストックの老朽化が、今後増加していくことは必至であり、これら老朽化対策に資する費用の増大も必要不可欠である。

以上のような状況を踏まえ、平成31年度における社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金など下水道関係予算の要望額確保について強く要望する。

2. 下水道事業の特性を踏まえた国庫補助制度の堅持について (提言先：国土交通省、財務省)

下水道施設の改築に係る国費支援について、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、確実に継続することを強く要望する。

平成29年度に開催された財政制度等審議会において、下水道事業については、受益者負担の観点から、汚水に係る下水道施設の改築については排出者が負担すべきとの考えの下、国による支援は、未普及地域の解消及び雨水対策への重点化の方針が提示されるとともに、昨年12月22日、国土交通省から、下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等への重点化の方針が通知された。

仮に、老朽化対策に係る下水道施設の改築への国費支援がなくなった場合、今後、人口減少が本格化する中、著しく高額な下水道使用料を徴収せざるを得なくなり、社会経済や住民生活が成り立たなくなる。一方、下水道使用料の大幅な引上げについて理解が得られず、施設の改築が進められなくなった場合、汚水管破損による汚水の流出や道路陥没の発生、さらに下水処理の機能停止によるトイレの使用停止など、住民生活に重大な影響が及ぶおそれがある。

また、下水道は、地域から汚水を排除することによって公衆衛生を確保するとともに、汚水を浄化・放流することによって公共用水域の水質を保全するなど、公共的役割がきわめて大きな事業であるが、この役割は、新設時も改築時も変わるものではない。

住民生活の維持や、下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、下水道施設の改築に対して、国費支援を確実に継続することを強く要望する。

3. 社会資本整備総合交付金等の制度拡充等について

(提言先：国土交通省、財務省)

社会資本整備総合交付金等については、下水道法改正等に対応した各種施策の推進が着実に図られるための制度の充実や、財政措置を含めた国による支援を要望する。

○広域化・共同化に係る交付金制度の拡充

下水道施設の老朽化、技術職員の減少や使用料収入の減少といった様々な課題を抱える中、下水道事業の持続のための取組が必要となっており、中でも広域化・共同化は有効な手法であることから、下水道事業の広域化・共同化の推進を図るため、交付金制度等の財政措置を講じられるよう要望する。

また、単に下水道事業の広域化・共同化にとどまらず、処理場の集約・再編に合わせて処理場のエネルギー拠点化、防災拠点化等、処理場の機能向上や付加価値向上に資する取組（汚水処理事業のリノベーション）への支援を要望する。

○下水汚泥再生利用の運営に係る収支改善に資する支援

平成27年度に下水道法が改正され、燃料や肥料としての再生利用の努力義務が下水道事業者に課せられたことから、この趣旨に則り、下水汚泥再生利用の事業を推進するため、収支改善に資する様々な面からの支援を要望する。

○浸水対策に資する支援

近年頻発する局地的な集中豪雨への対策をはじめ、浸水被害の軽減に向けた取組が安全安心のまちづくりの観点において、一層重要性を増してきている状況に鑑み、浸水対策として必要な管渠整備等が着実に施行できるよう、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金における交付要件の緩和や、交付対象となる主要な管渠の基準の緩和を要望する。

○雨天時浸入水対策に資する支援

分流式下水道の維持管理において、雨天時浸入水対策は重要な課題であり、喫緊の対応が必要となっている。特に近年集中豪雨時は雨水の浸入による溢水の原因ともなることから、浸入水箇所の特定のための基礎調査が必要であるが、これら調査には多額の費用を要するため、調査及び対策に係る支援をはじめ、雨天時浸入水対策に資する様々な面からの支援を要望する。

○合流式下水道の改善に資する支援の継続

平成16年の下水道法施行令の改正により対策が義務付けられた合流式下水道の改善事業については、区域の大きな地方公共団体において、平成35年度までの完了に向け鋭意取組を進めているところであるが、現行の「合流式下水道緊急改善事業」が平成30年度までの時限措置となっていることから、事業の着実な対策実施を図るため、当該事業制度の継続を要望する。

○地震対策に資する支援

発生が危惧される南海トラフ巨大地震等の大規模地震が発生しても下水道機能を確保できるよう、現行の「下水道総合地震対策事業」をはじめ、下水道施設の地震対策について、引き続きの支援継続を要望する。

○効率的な事業実施に資する取組への支援

下水道事業に携わる職員数の減少や老朽化施設の急増、さらに厳しい経営環境という「人」、「モノ」、「カネ」の課題が深刻化している現状を踏まえ、ICT等の新技術や民間活力の導入など、効率的な事業実施に資する取組に対し、様々な面からの支援を要望する。

4. 下水道施設における老朽化対策の制度充実について

(提言先：国土交通省、財務省)

全国の下水道管渠総延長は約47万キロメートルに達し、そのうち約1.4万キロメートルは耐用年数を超え、今後はさらに老朽化した下水道管渠の増加が急速に進むことが予想される。これらの管渠を適切に維持管理し改築を進め、下水道施設を安定的かつ継続的に機能させることができるよう、下水道施設の老朽化対策に係る財政支援、制度の充実等を要望する。

○下水道管渠の改築事業に係る支援制度の創設

下水道管渠の老朽化が急速に進む中、今後においても老朽化等を原因とする汚水管破損による汚水の流出や、道路陥没等による社会経済活動への影響を軽減していくため、平成29年度末で終了した「下水道老朽管の緊急改築推進事業」に相当する制度の復活若しくは腐食や老朽化による損傷が著しい下水道管渠を対象にする等の制度の創設を要望する。

○下水道管渠の改築事業に係る重点配分対象化

平成29年12月11日付け、国土交通省からの事務連絡文書において、平成30年度予算（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）の重点配分項目が示され、その中で下水道管渠の改築事業は除外されていた。しかしながら下水道管渠に関しては、下水道施設の中で最も多くのストックを有することから、今後とも安定的に下水道機能の維持を図っていくためには、国による十分な予算の確保が必要不可欠である。

とりわけ、下水道管渠の改築手法の一つである管渠更生工法に関しては、現場状況等から採用する機会が多くなってきていることから、耐震対策等の機能向上を図る対策に合わせて実施する管渠更生工法を含めた下水道管渠の改築について、予算上の重点配分対象化がなされるよう要望する。

○下水道ストックマネジメントに係る財政支援等

高度経済成長期以降、集中的に整備された下水道施設が、今後急速に老朽化
する中で、安定的な機能維持を図るためには多額の維持管理費用を要すること
から、計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行うために創設され
た下水道ストックマネジメント支援制度等による支援の充実を要望する。

5. 未普及解消に向けた制度の充実について

(提言先：国土交通省、環境省、財務省)

下水道普及率は平成28年度末で78.3%の水準にあるものの、残された多くの地域の一刻も早い下水道施設の整備が必要である。そのため、下水道施設の整備を効率的かつ計画的に進め、未普及地域を早期に解消できるよう、財政支援及び制度の充実について要望する。

○未普及対策に資する十分な予算の確保

国土交通省、農林水産省、環境省の三省連名で通知された平成38年度末を目途にした汚水処理施設概成の達成に向けて、未普及対策に資する十分な予算の確保を要望する。

○総合的な下水道接続促進政策の構築

国においては、下水道接続への意義や環境への影響等を広く国民に訴えるとともに、下水道への接続について住民の理解を深める活動への財政支援を要望する。

また、浄化槽使用者の下水道への接続義務の強化を図るために必要な法整備や下水道接続にかかる税制優遇措置など、関係省庁とも連携した財政的インセンティブ政策の構築を要望する。

6. 地方財政支援措置の充実について

(提言先：総務省、財務省)

下水道事業を継続的かつ計画的に実施していくためには、地方債及び地方交付税制度の活用が必要不可欠であるため、地方財政支援措置を充実させる支援を要望する。

○分流式下水道の汚水資本費に係る財政支援の継続

平成30年5月23日付けの財政制度等審議会の建議の中で、分流式下水道の汚水資本費に対する公費負担など、原則とは異なる繰出が繰出基準において認められており、繰出基準の見直しを行うべきとの指摘がされている。

分流式下水道の汚水資本費に対する公費負担は、平成18年度の繰出基準で公費・私費の負担割合が変更となったものであるが、分流式下水道の汚水対策も公共用水域の水質保全など、公共的役割に資するものであることから、汚水への公費負担の継続を要望する。

○高資本費対策に要する繰出基準の緩和及び要件の見直し等

下水道は多額の設備投資が必要であり、下水道を整備し、維持・運営していくには、その財源確保が課題となっていることから、高資本費対策に要する繰出基準及び交付税措置の要件である供用開始後30年未満の撤廃を含めた要件緩和の早期かつ確実な実施を要望する。

対象資本費の算定に当たり、流域下水道の維持管理費負担金に資本費分が含まれている場合は、高資本費対策費の算定に加算することなど、算定方法の見直しを要望する。

○公的資金補償金免除繰上償還制度の再実施及び要件の緩和等

下水道事業の経営健全化のため、公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度の再実施と要件の緩和を要望する。再実施に当たっては、年利5%未満の残債も対象とする等の対象要件の緩和及び各種手続きの簡素化を要望する。

また、下水道事業債の償還期限については、平成27年度に40年に延長されたが、下水道施設の耐用年数は管渠で50年など、未だ償還期限と耐用年数に開きがあるため、耐用年数を踏まえた償還期限のさらなる延長を要望する。

○地方債制度の改善及び地方交付税措置の充実等

下水道事業の整備については、非常に厳しい財政状況におかれているため、元利償還金への地方交付税措置の充実を要望する。

企業債の発行においては、利率引下げなど地方債発行条件の改善を行うとともに、政府資金等の低利かつ長期償還が可能な良質資金の確保を要望する。

また、人口3万人未満の団体に対する公営企業会計の適用を要請する際には、人口減少等、小規模団体の厳しい財政状況に十分配慮した財政支援の実施を要望する。

7. 下水道技術の国際展開に向けた支援について

(提言先：国土交通省)

国策として水ビジネスの国際展開を図る観点から、我が国の優れた下水道の国際展開のための国の予算の充実を図るとともに、地方公共団体及び民間企業の活動支援を要望する。

○下水道の国際展開関連予算の確保

下水道の海外展開においては、国内での技術開発・システム化やこれを活用した海外でのプロジェクト形成、国際標準の獲得など課題を確実に実行するための予算確保が不可欠である。

○地方公共団体や民間企業の活動支援

水ビジネスの国際展開はノウハウを有する国、地方公共団体、民間企業が結集し、官民を挙げて取り組むことが重要である。このため、国際展開に意欲的な地方公共団体や民間企業等に対して、ビジネスマッチングを図るなどの活動支援を要望する。